

令和6年度逗子市職員採用試験【冬季チャレンジ】

【事務職A・B（民間企業等経験者）】受験案内

求む！逗子を想い未来を創造^{つく}る職員

～今、あなたの力が必要です～



申込期間 令和6年12月19日（木）～ 令和7年1月6日（月）
第1次試験日 令和7年1月7日（火）～ 令和7年1月15日（水）



1 試験区分、募集人員、職務内容及び受験資格

試験区分	募集人員	受 験 資 格	職 務 内 容
事務職A	5名程度	平成9年4月2日以降に生まれ、4年制大学を卒業した人（令和7年3月31日までに卒業見込みを含む）	一般行政事務
事務職B 【民間企業等 経験者】	若干名	①及び②の要件を満たす人 ① 平成2年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ、4年制大学を卒業した人 ② 会社員、自営業者、公務員等として、週35時間以上の勤務を1年以上継続して就業した期間が、直近5年（令和元年12月1日～令和6年11月30日）に通算3年以上あること	（企画・総務・市民協働・福祉・環境・都市整備・教育等、各部署にて一般行政事務に従事します。）

※民間企業等における職務経験について

- 民間企業等での職務経験には、会社員、自営業者、公務員等として、週35時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。※パート、アルバイトなどは職務経験に含めません。
- 直近5年とは、令和元年12月1日～令和6年11月30日の期間です。
- 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方に限ります。
- 休職・休業期間（育児休業、介護休業等）は、職務経験期間に含めることはできません。

5. 最終合格発表後、職務経験の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。

職務経験年数の計算について

1. 年数は、起算する日（就職日等）から応当する日の前日までを1年として計算します。
(例) 令和4年6月1日～令和5年5月31日 → 1年として計算
2. 月数は、起算する日（就職日等）から応当する日の前日までを1月として計算します。
(例) 令和5年3月16日～令和5年4月15日 → 1月として計算

2 欠格条項（次の項目のいずれかに該当する人は受験できません。）

- ・ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 逗子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の内容

	日時・場所	科目・試験内容	試験の合格発表
第1次試験	日時：1月7日（火）から1月15日（水）までの間 場所：受験者が選択するテストセンター（リアル会場・オンライン会場） * メールアドレスがない場合はメールアドレスを取得してください。（携帯電話のメールアドレスは利用不可）	【能力・適性検査】 逗子市職員（公務員）として必要な基礎能力等を判定します。	1月17日（金） に e-kanagawa 電子申請システム内で通知予定です。
第2次試験	日時：1月23日又は24日（予定） 場所：逗子市役所 * 集合時間等は合格通知でお知らせします。	個別面接	面接試験の際にお知らせします。
最終試験	日時：2月4日（予定） 場所：逗子市役所 * 集合時間等は合格通知でお知らせします。	個別面接	面接試験の際にお知らせします。
合格発表	2月中旬（予定）		

4 受験手続

(1) 申込方法 **電子申請**

申込方法	e-kanagawa電子申請システムに接続し、利用者情報を登録した後、受験申し込みを行ってください。 ※電子申請システムは一定時間が経過すると自動でログアウトしますのでご注意ください。 【逗子市ホームページ】 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/jinji/1006773/1006774.html 【e-kanagawa電子申請システム】 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142085-u/offer/offerList_initDisplay
受付期間	電子申請 令和6年12月19日（木）午前9時00分から 令和7年1月6日（月）正午まで

	※受付期間中に正常に受信したものを有効とします。 ※電子申請システムはメンテナンスにより利用できない場合があります。また、予期せぬトラブルについては一切責任を負いませんので、余裕を持ってお申し込みください。
第1次試験の案内	令和6年1月6日（月）に第1次試験の受験についてメールで送信しますので、テストセンターの受験予約を行い、期間中に受験してください。 ※令和6年1月7日（火）までに同メールの受信が確認できない場合は、必ずご連絡ください。

(2) 事前準備

① インターネット環境の整備

- ・第1次試験を受験する際に、パソコンやスマートフォンによるインターネット環境が必要となります。
- ・タブレットは推奨環境外のため、使用できません。

② メールを受信設定について

- ・携帯電話のキャリアメールのメールアドレスは利用できません。
- ・「syokuin@city.zushi.lg.jp」から送信されるメールが受信できるように、自身で設定してください。
- ・電子メールの設定不備や通信障害等については、当市では一切の責任を負いません。

5 提出書類について（第1次試験合格者のみ）

- ・第1次試験合格者の方は、「履歴書」を第2次試験の際に提出していただきます。

・「履歴書」について

- ① 履歴書は、申込みの際に入力した情報をもとに、e-KANAGAWA電子申請から出力ができます。紙で両面印刷し、証明写真の貼付、署名欄の記載をしたうえで、第2次試験当日に提出してください。
- ② 履歴書には、写真（最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもので、縦4cm×横3cmの大きさのもの）を必ず貼って提出してください。
- ③ 履歴書は、折り曲げずにA4サイズの用紙に両面で印刷してください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職員採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 受験資格がない場合又は申込書類の記載事項に虚偽があった場合は、合格を取り消します。
- (3) 採用予定日は、原則として令和7年4月1日です。職員の欠員等の状況により、本人の同意を得て、順次採用されることがあります。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

7 勤務条件

(1) 勤務時間（原則）

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ただし、配属先によっては土曜日、日曜日が勤務日となり、それ以外の日が休日となることもあります。

(2) 給与(令和6年12月1日現在)

	大 学 卒
給 料	230,000 円
地域手当	27,600 円
合 計	257,600 円

給料は、「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定されます。

なお、給料のほか「逗子市職員給与条例」等の規定に基づき地域手当、住居手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれ支給要件に応じて支給されます。

ただし、採用されるまでの間に条例等の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

※期末勤勉手当は年2回（6月及び12月支給、令和6年度支給予定 年4.6月分）

※退職手当制度あり

(4) 休暇制度

有給休暇・・・年次休暇（1年度につき20日付与、4月に当初付与、翌年度への繰り越しあり）

療養休暇、特別休暇（夏期休暇、結婚休暇）

育児休業制度あり

(5) 福利厚生

健康保険・年金・・・神奈川県市町村職員共済組合に加入します。

健康診査・・・人間ドッグ、一般健康診査、ストレスチェック等

健康相談・・・産業医健康相談、メンタルヘルス相談

逗子市職員厚生会・・・厚生事業（宿泊施設借り上げ等）

(3) 人材育成

本市においては、逗子市人材育成基本方針の中で、目指す職員像の基本テーマを

「逗子のために S o u Z o u（創造・想像）力を発揮して 未来にチャレンジする職員」としました。

目指す職員像の実現を図るため、研修、自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成を進めるとともに、その観点に立った人事管理、職場環境や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めることとしています。

8 注意事項

(1) 試験教室には時計がない場合がありますので、時計は必要に応じて各自で持参してください。

(2) 試験において提出された書類等は、返却しません。

(3) 書類不備、申請内容不備等の場合は、申込に応じられません。

(4) 申込み期限を過ぎたものは受付できません。期限に注意してください。

(5) 試験に関するお問い合わせは、総務部職員課にお願いします。ただし、試験内容については、この受験案内に記載していること以外お答えできません。

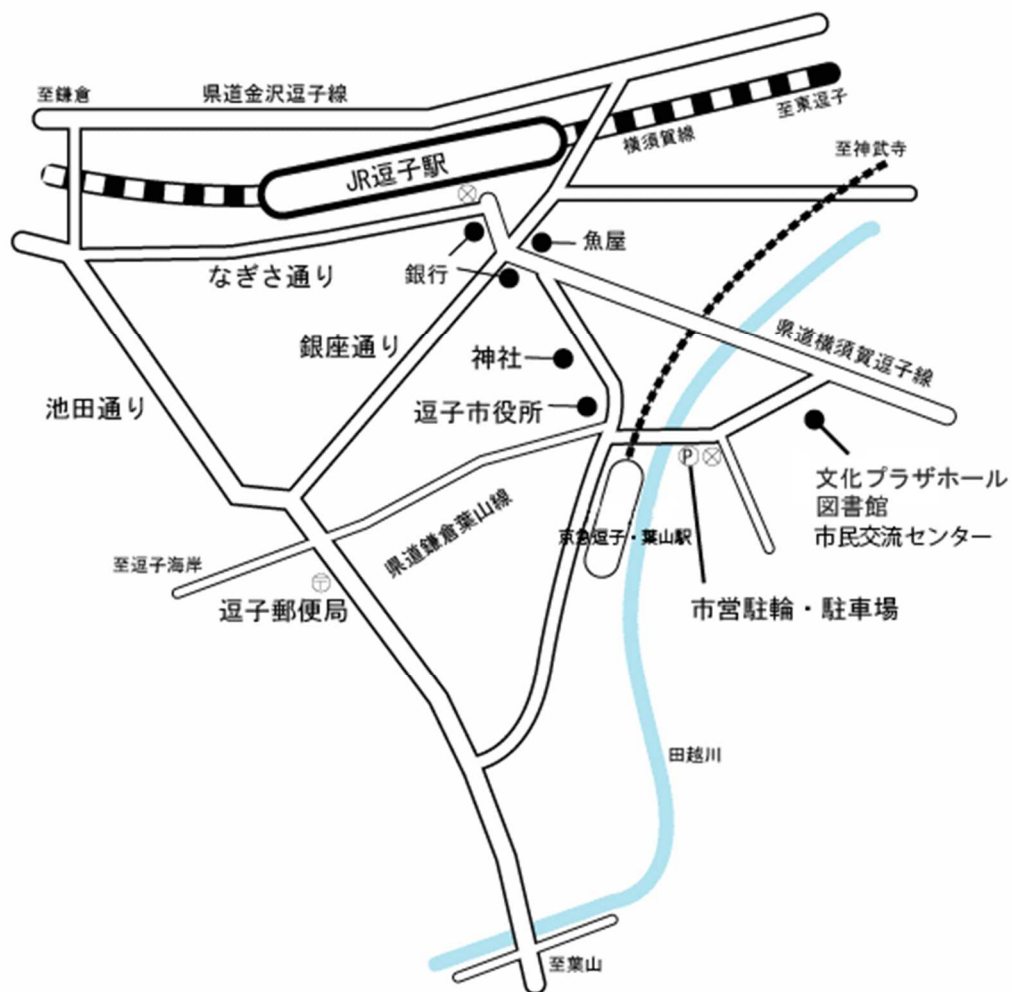
(6) 身体の障がい等のため受験に際し配慮が必要な方は、必ず試験申込の受付期間内にご相談ください。

(7) 試験は日本語による出題で、解答も日本語でしていただきます。また、面接試験はすべて日本語での質問・応答になります。

(8) 試験日時や会場等は予定ですので、変更する場合があります。

逗子市役所 案内図

(ＪＲ逗子駅から徒歩約３分／京急逗子・葉山駅から徒歩約１分)



■■ 問い合わせ先 ■■

逗子市 総務部 職員課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111 (内線361)

ホームページ <https://www.city.zushi.kanagawa.jp/shisei/jinji/1006773/1006774.html>